

議第60号

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例の制定について
京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市立特別支援学校条例の一部を改正する条例
京都市立特別支援学校条例の一部を次のように改正する。
本則第2項中「及びその分校」を削る。
別表京都市立白河総合支援学校東山分校の項中「京都市立白河総合支援学
校東山分校」を「京都市立東山総合支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立白河総合支援学校東山分校を廃止するとともに、京都市立東山総
合支援学校を設置する必要があるので提案する。